

# 社会福祉法人芳生会定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホーム芳生苑の設置経営

(ロ) 軽費老人ホームケアハウス芳生ヴィラの設置経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業（芳生苑デイサービスセンター  
芳生めいとデイサービスセンター  
芳生平和が丘館デイサービスセンター）

(ロ) 老人短期入所事業（特別養護老人ホーム芳生苑）

(ハ) 老人居宅介護等事業

(ニ) 認知症対応型共同生活介護事業（グループホームサンめいと）の設置経営

(ホ) 小規模多機能型居宅介護施設（芳生あやめ館、芳生さくら館）の設置経営

### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人芳生会という。

### (経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事業所の所在地)

第四条 この法人の事務所を宮崎県宮崎市大字大瀬町三一九〇番地に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会にて行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員1名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が400,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分

- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

## 第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上 7名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

（構成）

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

（資産の区分）

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 宮崎県宮崎市大字大瀬町字楠元3190番地所在の		
鉄筋コンクリート造・鉄骨造スレート・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建		
特別養護老人ホーム芳生苑建物 1棟		2,448.81 m <sup>2</sup>
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建		
芳生苑付属建物(機械室) 1棟		60.00 m <sup>2</sup>
鉄骨造スレート葺平家建		
ゲストハウス・宿直室建物 2棟		82.10 m <sup>2</sup>
木造スレートぶき平家建		
芳生苑在宅介護支援センター建物 1棟		57.96 m <sup>2</sup>
鉄筋コンクリート造スレート葺平家建		
芳生苑デイサービスセンター建物 1棟		428.40 m <sup>2</sup>
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建		
ケアハウス芳生ヴィラ建物 1棟		969.44 m <sup>2</sup>
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		
ケアハウス芳生ヴィラ建物 18棟		730.72 m <sup>2</sup>
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建		
芳生めいとデイサービスセンター建物 1棟		140.00 m <sup>2</sup>
木造スレートぶき平家建		
グループホームサンめいと建物 1棟		306.61 m <sup>2</sup>
(2) 宮崎県宮崎市大字糸原築瀬300番地1所在の		
木造合金メッキ鋼板ぶき二階建		
小規模多機能型居宅介護施設芳生あやめ館建物 1棟		340.56 m <sup>2</sup>
(3) 宮崎県延岡市夏田町245番地所在の		
木造合金メッキ鋼板ぶき2階建		
小規模多機能型居宅介護施設芳生さくら館建物 1棟		364.18 m <sup>2</sup>
(4) 宮崎県宮崎市平和が丘西町24番1所在の		
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建		
住宅型有料老人ホーム芳生平和が丘館建物及び		
芳生平和が丘館デイサービスセンター建物 1棟		2,154.39 m <sup>2</sup>
(5) 特別養護老人ホーム芳生苑・芳生苑在宅介護支援センター		
・芳生苑デイサービスセンター・ケアハウス芳生ヴィラ		
・芳生めいとデイサービスセンター・グループホームサンめいとの敷地		
宮崎県宮崎市大字大瀬町字楠元3145番39		215.00 m <sup>2</sup>
宮崎県宮崎市大字大瀬町字楠元3190番		16,201.31 m <sup>2</sup>
宮崎県宮崎市大字大瀬町字楠元3191番		76.00 m <sup>2</sup>
宮崎県宮崎市大字大瀬町字楠元3200番1		6.78 m <sup>2</sup>
(6) 小規模多機能型居宅介護施設 芳生あやめ館の敷地		
宮崎県宮崎市大字糸原築瀬300番1		752.45 m <sup>2</sup>
(7) 小規模多機能型居宅介護施設 芳生さくら館の敷地		
宮崎県延岡市夏田町245番		895.00 m <sup>2</sup>
(8) 住宅型有料老人ホーム芳生平和が丘館・芳生平和が丘館		
デイサービスセンターの敷地		

宮崎県宮崎市平和が丘西町24番1

2,952.76 m<sup>2</sup>

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第三六条に掲げる公益を目的とする事業及び第三七条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て宮崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宮崎県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と合わせて行う同一の財産担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要などを記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
  - (2) 地域包括支援センターの設置経営
  - (3) 介護予防支援事業
  - (4) 住宅型有料老人ホーム（芳生平和が丘館）の設置経営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

## 第八章 収益を目的とする事業

(種別)

第三七条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 保険代理事業（県火災共済の車輛保険などの事務代行の業務）
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第三八条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成十四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

## 第九章 解散

(解散)

第三九条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四〇条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の議決を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第一〇章 定款の変更

(定款の変更)

第四一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て宮崎県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款を変更したときは、遅延なくその旨を宮崎県知事に届け出なければならない。

## 第十一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四二条 この法人の公告は、社会福祉法人芳生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅延なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	齊藤芳春
理事	齊藤文治
理事	後藤政治
理事	内田琢也
理事	馬場清純
理事	甲斐芳文
理事	長田美恵子
理事	大野恒光
理事	児玉龍典
監事	福井國雄
監事	吉本三千代

附則 本定款は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附則 本定款は、平成 8 年 5 月 28 日から施行する。

附則 本定款は、平成 9 年 3 月 25 日から施行する。

附則 本定款は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本定款は、平成 10 年 8 月 28 日から施行する。

附則 本定款は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本定款は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本定款は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

附則 本定款は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附則 本定款は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本定款は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本定款は、平成 22 年 11 月 25 日から施行する。

附則 本定款は、平成 24 年 5 月 22 日から施行する。

附則 本定款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本定款は、平成 27 年 3 月 25 日から施行する。

附則 本定款は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附則 本定款は、平成 27 年 6 月 25 日から施行する。

附則 平成 27 年 7 月 31 日宮崎県知事認可のこの定款は、

平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この定款の変更は、宮崎県知事の認可日（平成 28 年 1 月 12 日）から施行する。

附則 この定款の変更は、宮崎県知事の認可日（平成 28 年 4 月 21 日）から施行する。

附則 この定款の変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第八章 収益を目的とする事業については、宮崎県知事の認可日

（平成 29 年 2 月 20 日）から施行する。

## 役員報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人芳生会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、常勤の理事を常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

- 第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
  - 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 300万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は 10万円以内とする。
  - 3 理事長に対する報酬は、別記1「理事長の報酬」に定める額とする
  - 4 非常勤理事に対する報酬は、別記2「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
  - 5 監事の報酬は、別記3「監事の報酬」に定める額とする。
  - 6 評議員の報酬は、別記4「評議員の報酬」に定める額とする。

### (費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用について

は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張にようする旅費（交通費、宿泊費）を旅費規程に基づき支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、通貨を持って本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議委員会の決議によって行なう。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年11月30日（評議員会の議決日）から施行する。

別記1【理事長の報酬】

月額 200,000円

別記2【非常勤理事の報酬】

理事・・・理事会評議員会出席の都度 1人一律 5,000円(手取り額)

別記3【監事の報酬】

理事会・評議員会出席の都度 1人一律 5,000円(手取り額)

監査の都度 1人一律 5,000円(手取り額)

別記4【評議員の報酬】

評議員会出席の都度 1人一律 5,000円(手取り額)

別記5【第三者委員等の報酬】

委員会等出席の都度 1人一律 5,000円(手取り額)

別記2～5について、所得税の徴収額が変動となる場合があるので、支払い手取り額が5,000円となるよう総支払額を決める。

## 役員名簿

### 理事

氏名	備考
齊藤 総一郎	理事長
大野 恒光	
細山 嘉弘	
緒方 正和	
日高 重俊	
岡崎 浩司	業務執行理事

### 監事

氏名	備考
園田 泰彦	
川野 竜太郎	

### 評議員

氏名	備考
萩原 仁	
福井 芳文	
菊池 佳代子	
福島 和子	
末永 軍朗	
大原 暎芳	
富加見 武	